

配 分 金 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人二戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めるものである。

(現金、直接、全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。

ただし、配分金は、会員との合意によって、センターと協定した郵便局又は会員が指定した金融機関に振り込む方法を持って支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、原則として毎月末日締切り、翌月15日に支払うものとする。

ただし、支払日が休日又は土曜日、日曜日に当たるときは、その翌日とする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人二戸市シルバー人材センター設立許可のあった日から施行し、平成4年10月26日から適用する。